

道銀ダイレクトサービス不正利用被害補償規定

第 1 条 補償規定の適用範囲

1. 補償対象者

当規定は道銀ダイレクトサービス契約者で個人のお客様（以下「契約者」といいます）の取引に適用されます。

2. 補償範囲

第三者が、契約者の暗証番号等を盗用し、道銀ダイレクトサービス（以下「本サービス」といいます）を利用して契約者になりすまして預金口座を不正使用した不正な振込等により、契約者が預金口座上損害を被った場合、次の各号すべてに該当する場合、契約者は当該取引にかかる損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。この場合の本サービスとは「インターネットバンキング」・「モバイルバンキング」とし、「テレホンバンキング」は対象外とします。

- (1) 暗証番号等の盗取または不正使用に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
- (2) 当行の調査に対して、契約者より十分な説明が行われていること。
- (3) 当行に対して、暗証番号等が盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示し、警察への被害事実の事情説明を行うなど捜査への真摯な協力が得られること。

3. 補償金額

前項の事由により、契約者から請求がなされた場合、当該不正な振込等が契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします。ただし、当該不正な振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、当該不正な振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当行は被害状況および過失の度合い等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。

4. 補償対象期限

前記第 2 項、第 3 項の規定は、前記第 3 項による当行への通知が、盗難等が行われた日（当該盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる暗証番号等を用いて行われた不正な振込等が最初に行われた日）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

5. 補償開始日

補償開始日については平成 20 年 7 月 7 日以降の操作または取引により発生した損害を対象とします。

第 2 条 免責事項

前条の規定にかかわらず、不正な振込等が行われたことについて、当行が善意無過失であり、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんの責任を負いません。

1. 被害があった旨の届け出があった日から 31 日以上前の日に行われた不正な振込等による損害。
2. 当該不正な振込等にかかる損害が契約者または契約者の法定代理人の重大な過失または法令違反に起因する場合。
3. 当該不正な振込等について契約者本人、契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、留守人または家事使用人、勤務先の同僚など身近な人物が自ら行いまたは加担した場合。
4. 契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場

合または契約者が不正使用にかかる事実の調査、警察等への事情説明に協力しない場合。

5. 本サービスが正常な機能を発揮しない状態で行われた端末機の使用。
6. 道銀ダイレクトサービス利用規定や当行が推奨する利用環境など、当行が定める規定や操作方法に違反したことにより生じた損害。
7. 他人に強要されたことによる端末機の使用または他人に暗証番号等の管理を委ねた場合および契約者自らが暗証番号等を告知した場合。
8. 他人に譲渡・貸与または担保に差し入れられた端末機から不正使用された損害。
9. 平成20年7月6日以前に発生した損害。
10. 暗証番号等の通知が契約者に到着する前に生じた盗難。
11. 契約者またはその代理人の故意または重大な過失によって、本サービスの安全対策の効力を弱める行為が行われた場合。
12. 戦争、暴動、地震等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して暗証番号等が盗難等により不正使用された場合。

第3条 関係機関への契約者情報の提供

当行が当補償規定に基づき補償を行う場合、当行から関係機関に当行の保有する契約者の情報を提供することがあります。契約者が当該情報の提供に同意しない場合は、補償を受けられないことがあります。

第4条 損害賠償請求権等の取得

当行が補償を行った場合は、当行は当該補償を行った金額の限度において、不正使用を行った者、その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。また、契約者の当該預金にかかる払戻請求権は消滅するものとします。

第5条 他の補てんがある場合の取扱

1. 当行が契約者の損害に対して、既に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1条に基づく補てん請求には応じることはできません。また、契約者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
2. 契約者が被った損害の全部または一部に対して、保険金を支払うべき他の保険契約がある場合は、本規定で支払うべき補償が減額されることがあります。

第6条 規定の変更等

当行は本規定の内容を、当行の定める方法で契約者に周知することにより、任意に変更できるものとします。契約者は変更日以降変更後の規定に従うものとします。なお、本規定の変更により損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

第7条 関係規定の準用

この規定に定めのない事項については、道銀ダイレクトサービス利用規定、関係する当行各種規定により取扱します。

以 上

【2018.07.16(改訂)】